

## インターネット上の人権侵害の現状

- インターネット上に、差別的情報や人格権（名誉権、プライバシー権など）を侵害する情報が数多く発信されている。
- 令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や削除基準の公表など手続の透明化が図られたが、問題解決に向けて十分とは言えない。  
⇒**情プラ法では削除されないケースもあり、法を補完する取組が必要**

### 【鳥取県における取組】

#### 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正（R8.1.25施行）

##### <条例改正の内容>

- **削除要請への支援**
  - ・ 県が相談者の削除要請の手続、方法などを助言
  - ・ 相談者の申出に基づき、有識者会議の意見を聴いた上で、**発信者等に対し県から削除要請**
- **実効性の担保**
  - ・ 発信者が削除要請に応じないとき、**発信者に対して削除命令**
  - ・ **命令に違反した者は5万円以下の過料**に処すること、**発信者の氏名等の公表**についても規定
- **啓発**
  - ・ インターネットリテラシー向上を積極的に推進

## 選挙運動規制、SNS、ネット規制の現状

- インターネット上の偽誤情報、A Iで生成された動画がSNS等で拡散され、問題になっている。
- 令和7年4月に情プラ法が改正されたが、短期間の選挙期間中の対応に課題がある。
- 選挙においても、各選挙管理委員会ではSNS上での誹謗中傷や偽誤情報等が発生し、対応に苦慮している。

### 【全国知事会における取組】

#### 「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」の提言

##### <報告書抜粋（選挙運動規制、SNS、ネット規制について）>

インターネット選挙運動においては、候補者等に対する誹謗中傷や偽誤情報の拡散、アテンションエコノミーによる収益化やA I生成動画の利用など新しい課題が生じている。  
公職選挙法にはこのような新しい課題に対する有効な規制手段が規定されていない。報道機関・メールについては罰則付きの規定がある一方で**SNSについては努力義務に留まっている選挙運動規制の不均衡を是正するためにも、時代に即した見直しが急務である。**

- 同研究会における議論や、報告書の提言の内容について、関係先へ説明。  
(主な説明先)  
総務省、衆議院、参議院



## 国に対する提案事項

- 現行の情報流通プラットフォーム対処法は問題解決に十分とは言えないことから、プロバイダの削除状況や削除要請に関する課題を点検し、実体法に踏み込んだ対策へ改善を検討すること。
- SNS上での誹謗中傷や偽誤情報等の拡散、A I生成動画といった新しい課題に対して、時代に即した選挙運動規制の見直しを行うこと。